

5 林整計第 1060 号
令和 6 年 3 月 28 日

各都道府県林務担当部長（別記参照） 殿

林野庁森林整備部計画課長

「市町村森林整備計画制度等の運用上の留意事項について」の一部改正について

「市町村森林整備計画制度等の運用上の留意事項について」（平成 3 年 7 月 25 日付け 3 林野計第 306 号林野庁計画課長通知）の一部について、別紙の新旧対照表のとおり改正したので、御了知のうえ本制度の適切な運用をお願いします。

あわせて、貴管下の市町村への周知をお願いします。

（別記）

北海道林務担当部長、青森県林務担当部長、岩手県林務担当部長、宮城県林務担当部長、秋田県林務担当部長、山形県林務担当部長、福島県林務担当部長、茨城県林務担当部長、栃木県林務担当部長、群馬県林務担当部長、埼玉県林務担当部長、千葉県林務担当部長、東京都林務担当部長、神奈川県林務担当部長、新潟県林務担当部長、富山県林務担当部長、石川県林務担当部長、福井県林務担当部長、山梨県林務担当部長、長野県林務担当部長、岐阜県林務担当部長、静岡県林務担当部長、愛知県林務担当部長、三重県林務担当部長、滋賀県林務担当部長、京都府林務担当部長、大阪府林務担当部長、兵庫県林務担当部長、奈良県林務担当部長、和歌山県林務担当部長、鳥取県林務担当部長、島根県林務担当部長、岡山県林務担当部長、広島県林務担当部長、山口県林務担当部長、徳島県林務担当部長、香川県林務担当部長、愛媛県林務担当部長、高知県林務担当部長、福岡県林務担当部長、佐賀県林務担当部長、長崎県林務担当部長、熊本県林務担当部長、大分県林務担当部長、宮崎県林務担当部長、鹿児島県林務担当部長、沖縄県林務担当部長

(別紙)
 ○市町村森林整備計画制度等の運用上の留意事項について(平成3年7月25日付け3林野計第306号林野庁計画課長通知)の一部改正
 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第1 市町村森林整備計画制度</p> <p>1 市町村森林整備計画の策定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 長官通知の第1の8の(2)の都道府県知事等への市町村森林整備計画の写しの送付は<u>電子メール等の電磁的方法によることとしても差し支えない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 その他</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 市町村森林整備計画は、市町村の判断により、複数の市町村による共同策定が可能であるとともに、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)第5条第1項に規定する特定間伐等促進計画等の政策的に関連の深い他の計画等と一体的に策定することが可能である。</u></p> <p><u>なお、他の計画等と一体的に策定した場合においても、根拠法令等に基づく記載事項が網羅される必要があり、また、市町村森林整備計画又は当該他の計画等を変更するときは、それぞれの計画の根拠法令等に基づき所定の手続を行う必要があることに留意すること。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>第1 市町村森林整備計画制度</p> <p>1 市町村森林整備計画の策定等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 長官通知の第1の8の(2)の都道府県知事等への市町村森林整備計画の写しの送付は<u>1部とするものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 その他</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4 (略)</p>